

恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進し、人口減少の抑制及び地域の活性化を図るため、本市で住宅を取得する者に対し、予算の範囲内において、恵那市えなで暮らそう奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 住宅 自己の居住の用に供し、生活するために必要な居室、台所、トイレ、浴室等を有する延べ床面積が55平方メートル以上の住宅をいう。ただし、店舗、事務所その他業務の用に供する空間が合わさっている併用住宅にあっては、延べ床面積の2分の1以上が居住の用に供されており、かつ居住用部分の延べ床面積が55平方メートル以上であるものに限る。

(2) 住宅の取得 本市への移住又は定住を目的に、住宅を新築し、又は購入（2親等以内の親族との売買及び契約書を締結しない売買を除く。）し、自己の名義で当該住宅の登記をすることをいう。ただし、住宅の新築又は購入の日から起算して1年を経過した日以降に登記したものを除く。

(3) 補助対象事業 次の事業をいう。

ア 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの期間に行われる住宅の取得又は2親等以内の直系の親族と同居するために行う増築若しくは改築
イ アの住宅の取得をするために行われる宅地の購入。ただし、令和2年3月31日以前に行われた宅地の購入並びに2親等以内の親族との売買及び契約書を締結しない売買を除く。

(4) 補助対象事業完了日 住宅の取得に伴う登記が完了した日（2親等以内の直系の親族と同居するために行う増築又は改築を行う場合にあつては、

当該増築又は改築に要する費用の支払が完了した日)をいう。

(5) 増築 既存の住宅の床面積を10平方メートル以上増やすことをいう(同一の敷地内に用途上不可分な建築物を別に建築する場合を含む。)

(6) 改築 既存の住宅の全部又は一部を解体し、造り替えることをいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付対象者は、次のいずれも満たす者とする。

(1) 本市に定住する意思を有し、補助対象事業で取得又は増築若しくは改築する住宅に自己の生活の本拠として居住し、当該居住地を住所と定め、本市の住民基本台帳(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条に規定する住民基本台帳をいう。)に記録されている者

(2) 補助対象事業完了日において、満年齢が50歳未満である者

(3) 本人及びその世帯員全員に本市の市税等の滞納がない者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、奨励金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が負担する補助対象事業に要する費用(100万円以上の費用に限り、申請者と同居する配偶者が負担する補助対象事業に要する費用を含む。)とし、次の工事に要する費用を除く。

(1) 公共事業の施工に伴う補償費の対象となる工事

(2) 造成工事及び地盤改良工事

(3) 造園、門扉、屏等の外構工事及び車庫、物置その他居住部分以外の設備の設置工事(住宅部分の建築工事と不可分で一体的な工事を除く。)

(4) エアコン、ガスコンロ、照明その他の住宅設備のみの購入又は設置工事

(5) カーテン、家具その他の調度品の購入又は設置工事

(6) 修繕又は単なる模様替えを目的とした工事

(7) その他市長が適当でないと認める工事

(奨励金の額)

第5条 奨励金の額は、前条の補助対象経費の10分の1に相当する額とし、30万円に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を加えた金額を上限とする。ただし、奨励金の額に1万円未満の端数が生じた場合にあっては、これを切り捨てた額とする。

(1) 18歳以下の子ども（申請者の子であって、補助事業完了日において満年齢が18歳以下のものをいう。）が同居する場合 20万円

(2) 申請者が本市の区域外から区域内に転入した者であって、転入日の翌日から起算して1年を経過する日までに補助対象事業で取得又は増築若しくは改築する住宅に自己の生活の本拠として居住する場合 10万円

2 前項の規定にかかわらず、補助対象経費が100万円未満の補助対象事業には奨励金の交付は行わないものとする。

(交付の申請)

第6条 申請者は、補助対象事業完了日の翌日から起算して6月を経過する日までに恵那市えなで暮らそう奨励金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業に係る契約書、請書その他事業内容が分かる書類の写し

(2) 補助対象事業において取得した住宅及び宅地の登記事項証明書の写し

(3) 補助対象事業における住宅の取得、増築又は改築に要する費用及び宅地の購入費用の支払が確認できる書類

(4) 住宅の増築又は改築を行った場合、当該工事着手前及び当該工事完了後の現場写真

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要がないと認めるときは、前項各号に掲げる書類の提出を省略させることができる。

(交付の決定等)

第7条 市長は前条の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、奨励金の交付を決定したときは恵那市えなで暮らそう奨励金交付決定通知書（様式第

2号)により、奨励金の交付を決定することが適当でないと認めるときは恵那市えなで暮らそう奨励金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、奨励金の交付の決定に関し、条件を付すことができる。

3 市長は、第1項の規定にかかわらず、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の交付の対象としない。

(1) 恵那市暴力団排除条例(平成24年恵那市条例第31号。以下「排除条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団

(2) 排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等

(3) 前2号に掲げる者と社会的に非難されるべき関係を有する者
(奨励金の交付請求)

第8条 前条の規定により奨励金の交付決定を受けた者は、恵那市えなで暮らそう奨励金交付請求書(様式第4号)を交付決定日から30日以内に市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び奨励金の返還)

第9条 市長は、奨励金の交付決定を受けた者が次のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は奨励金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により奨励金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第7条第1項の交付決定通知書に記載された交付条件に従わなかったとき。

(3) 第7条第3項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

(4) その他市長が不適當と認めたとき。

(重複交付の禁止)

第10条 第3条の規定にかかわらず、次の場合には、奨励金の交付は行わないものとする。

- (1) 申請者又はその配偶者が恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第21号）の規定による恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金の交付を受けたことがある場合
- (2) 申請者又はその配偶者が恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第22号）の規定による恵那市同居・近居応援事業補助金の交付を受けたことがある場合
- (3) 申請者又はその配偶者が恵那市定住促進奨励金交付要綱（平成21年恵那市告示第37号）の規定による恵那市定住促進奨励金の交付を受けたことがある場合
- (4) 申請者又はその配偶者が恵那市空き家バンク活用支援補助金交付要綱（平成23年恵那市告示第56号の2）の規定により、同要綱第3条第1号に定める事業に対する奨励金の交付を受けたことがある場合
- (5) 申請者又はその配偶者が本要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある場合
- (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(恵那市定住促進奨励金交付要綱の一部改正)
- 2 恵那市定住促進奨励金交付要綱（平成21年恵那市告示第37号）の一部を次のように改正する。

第10条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和3年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

(恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱の一部改正)

- 3 恵那市子育て世帯等宅地購入応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第21号）の一部を次のように改正する。

第10条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和3年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

（恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱の一部改正）

- 4 恵那市同居・近居応援事業補助金交付要綱（平成28年恵那市告示第22号）の一部を次のように改正する。

第11条中「空き家改修事業補助金」の次に「又は恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱（令和3年恵那市告示第74号）による恵那市えなで暮らそう奨励金」を加える。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -
住 所
氏 名
電話番号

恵那市えなで暮らそう奨励金交付申請書

次のとおり恵那市えなで暮らそう奨励金の交付を受けたいので、恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

1. 居住する住宅

住宅の所在地	恵那市
取得等の区分	<input type="checkbox"/> 新築住宅 <input type="checkbox"/> 建売住宅 <input type="checkbox"/> 中古住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）
住宅の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 併用住宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅
住宅の構造 及び床面積	構 造： 延べ床面積： m ² (併用住宅の場合：住居部分 m ² 、併用部分 m ²)

2. 補助対象経費

申請区分	<input type="checkbox"/> 住宅の取得 <input type="checkbox"/> 住宅の増改築 <input type="checkbox"/> 宅地の取得
補助対象 経費	①住宅の取得等に要した費用： 円 (うち申請者等の負担費用： 円) ②宅地の取得に要した費用： 円 (うち申請者等の負担費用： 円)
住宅等の 登記日	①住宅の登記日： 年 月 日 <small>増改築の場合は支払日</small> ②宅地の登記日： 年 月 日

3. 同居する家族等

氏名	続柄	生年月日	年齢 (※1)
	申請者	年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳
		年 月 日	歳

※1 年齢は補助対象事業完了日を基準日とする

4. 転入前の住所等

転入前の住所	
転入日	年 月 日

※要綱第5条第2項の「転入加算」を申請する場合のみ記入

5. 同意書

恵那市えなで暮らそう奨励金の交付申請にあたり、市内在住の有無、市税等の滞納の有無その他奨励金の算定に必要な事項について、恵那市職員が調査を行うことに同意します。

①申請者：	①	※署名又は記名押印
②	②	③
④	④	⑤
⑥	⑥	⑦

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市えなで暮らそう奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市えなで暮らそう奨励金については、次のとおり奨励金の額を決定したので、恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

1. 交付決定額

円

（交付決定の取消し及び奨励金の返還）

次の各号のいずれかに該当するときは、奨励金の交付決定を取り消し、奨励金の全部又は一部の返還が必要となります。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- （2） 補助金交付決定通知書に記載の交付条件に従わなかったとき。
- （3） その他市長が不相当と認めたとき。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

恵那市長



恵那市えなで暮らそう奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった恵那市えなで暮らそう奨励金については、下記の理由により交付しないことに決定したので恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

- 1 この処分に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、恵那市長に対して審査請求をすることができます。なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日から6か月以内（通知を受けた日の翌日から起算します。）に、恵那市を被告として（訴訟において恵那市を代表する者は恵那市長となります。）、提起しなければなりません（なお、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6か月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

恵那市長 様

申請者 郵便番号 -
住 所
氏 名

恵那市えなで暮らそう奨励金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けた
恵那市えなで暮らそう奨励金について、恵那市えなで暮らそう奨励金交付要綱
第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求金額 円

2. 振込先

金融機関名	
本・支店名	本店 ・ () 支店
預金種別	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	